

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、取引先の皆さんや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. 取引先全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、取引先全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

### a. 企業間の連携

持続可能な取引のためのガイドラインを策定し当社のビジネスに関わるそれぞれの組織の皆さんに共有していただきたい環境、人権などの課題を明確にし、各組織の先に存在するサプライヤーや下請先、請負先などの取引先に対応を要請し、社会的責任におけるチェーンを完成していく必要性を示しています。当社はパートナーシップに基づき公正な取引を行うことでお互いの永続的な発展を目指しています。

### b. IT 実装支援

最新のデジタル設備とビックデータから、店舗オペレーションの業務負荷（業務時間）を低減するとともに、当社モールへの出店企業の売り上げに寄与する経営支援と新たな事業機会の提供を行います。

### c. グリーン化の取り組み

多種多様ないきものと共に存する緑豊かなまちの創造や再生可能エネルギーを利用した脱炭素社会の実現、資源を循環して廃棄物を最小限に抑える経済活動の推進などを取引先と共に創することで ESG 経営を推進し、さまざまな環境課題の解決に取り組みます。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

**② 手形などの支払条件**

当社が元請企業となる場合の下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

**③ 知的財産・ノウハウ**

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

**④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ**

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025 年 4 月 10 日

イオンモール株式会社 代表取締役社長 大野 恵司